



宮 崎 県 公 報

平成27年 4 月20日 (月曜日) 第 2685 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

| | |
|---|---|
| ○県税の収納の事務の委託…………… (税務課) 1 | 頁 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1 | |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (“) 2 | |
| ○指定介護老人福祉施設の指定…………… (“) 2 | |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (“) 3 | |
| ○指定居宅サービス事業の廃止…………… (“) 3 | |
| ○指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止…………… (“) 4 | |
| ○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (“) 4 | |
| ○指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力の停止 (2 件) ……………… (“) 4 | |
| ○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (“) 5 | |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止…………… (“) 5 | |
| ○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同意…………… (水産政策課) 6 | |

| | |
|--|--|
| ○港湾施設の概要の公示…………… (港湾課) 6 | |
| ○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域…………… (“) 6 | |
| ○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 6 | |
| ○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更について…………… (建築住宅課) 7 | |
| 公 告 | |
| ○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 7 | |
| ○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 7 | |
| ○基本測量終了の通知…………… (管理課) 7 | |
| ○公共測量終了の通知 (2 件) ……………… (“) 8 | |
| ○入札公告 (2 件) ……………… 8 | |
| 人事委員会規則 | |
| ○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………10 | |
| 公安委員会公告 | |
| ○警備員等の検定の実施について……………11 | |

告 示

宮崎県告示第 282号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 158条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 県税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号
- (2) 国分グローサースチェーン株式会社 東京都中央区日本橋 1 丁目 1 番 1 号
- (3) 株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 7 番34号
- (4) 株式会社ココストアイースト 茨城県土浦市小松 2 丁目13番 1 号
- (5) 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
- (6) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南 1 丁目 8 番 27号
- (7) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- (8) 株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南九条西 5 丁目 421番地
- (9) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900番地
- (10) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番

町 8 番地 8

- (11) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町 3 丁目10番 1 号
- (12) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋 3 丁目 1 番 1 号
- (13) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
- (14) ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地
- (15) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎 1 丁目11番 2 号

2 委託に係る県税の税目

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税

3 委託した収納取扱期間

平成27年 5 月 1 日から平成27年 8 月31日まで

宮崎県告示第 283号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------------|----------------------|------------------------|----------------------|---------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570601254 | 介護付有料老人ホームふくじゅそう | 宮崎県日向市日知屋 14693番地 1 | 株式会社ふくじゅそう | 宮崎県日向市日知屋 14693番地 1 | 平成27年 3 月 1 日 | 特定施設入居者生活介護 |
| 4570302382 | かわしまデイサービス | 宮崎県延岡市川島町1310番地10 | 有限会社荒平介護センター | 宮崎県延岡市川島町 899番地 4 | 平成27年 3 月 1 日 | 通所介護 |
| 4570401192 | 南風の丘訪問介護事業所 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 社会福祉法人大樹会SocialWork 日南 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 平成27年 3 月 3 日 | 訪問介護 |
| 4570401184 | 南風の丘デイサービスセンター | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 社会福祉法人大樹会SocialWork 日南 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 平成27年 3 月 3 日 | 通所介護 |
| 4571800533 | ヘルパーセンター友愛 | 宮崎県西諸県郡高原町西麓1359-1 | 特定非営利活動法人かりんの会 | 鹿児島県霧島市霧島田口2614番地 1 | 平成27年 3 月 6 日 | 訪問介護 |
| 4560490056 | 訪問看護ステーション ほっこりはうす | 宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地 | 株式会社裕富 | 宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地 | 平成27年 3 月 7 日 | 訪問看護 |
| 4570401200 | 訪問介護ステーション ほっこりはうす | 宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地 | 株式会社裕富 | 宮崎県日南市南郷町中村甲4729番地 | 平成27年 3 月 7 日 | 訪問介護 |
| 4570401218 | デイサービス フルール | 宮崎県日南市東弁分甲2546-3 | 合同会社フルール | 宮崎県日南市中平野一丁目 8 番地26 | 平成27年 3 月17日 | 通所介護 |
| 4510710314 | 岡村クリニック | 宮崎県串間市西方5627番地 1 | 岡村武志 | 宮崎県串間市西方5627番地 1 | 平成27年 3 月20日 | 訪問リハビリテーション |
| 4570203556 | デイサービス すずの音 | 宮崎県都城市都原町24番地 8 | 株式会社笑和 | 宮崎県都城市都原町24番地 8 | 平成27年 3 月23日 | 通所介護 |

宮崎県告示第 284号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定居宅介護支援者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570203523 | 居宅介護支援事業所 つばさ | 宮崎県都城市丸谷町1005番地 | 有限会社ファイ企画 | 宮崎県都城市都北町5134番地 3 | 平成27年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 |
| 4570900417 | 八幡の里ケアプランセンター | 宮崎県えびの市原田字本地原1403番地27 | 社会福祉法人えびのの明友会 | 宮崎県えびの市榎田字北野 579番地 10 | 平成27年 3 月 1 日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 285号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第48条第 1 項第 1 号の規定

により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定した。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護老人施設 | | 開設者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570900425 | 特別養護老人ホーム八幡の里 | 宮崎県えびの市原田字本地原1403番地27 | 社会福祉法人えびのの明友会 | 宮崎県えびの市榎田字北野 579番地 10 | 平成27年 3 月 1 日 | 介護老人福祉施設 |

宮崎県告示第 286号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成27年 4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定介護予防サービス事業所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------|----------------------|------------------------|----------------------|-------------|-----------------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570601254 | 介護付有料老人ホームふくじゅそう | 宮崎県日向市日知屋 14693番地 1 | 株式会社ふくじゅそう | 宮崎県日向市日知屋 14693番地 1 | 平成27年 3月 1日 | 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 4570302382 | かわしまデイサービス | 宮崎県延岡市川島町1310番地10 | 有限会社荒平介護センター | 宮崎県延岡市川島町 899番地 4 | 平成27年 3月 1日 | 介護予防通所介護 |
| 4570401192 | 南風の丘訪問介護事業所 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 社会福祉法人大樹会SocialWork 日南 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 平成27年 3月 3日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570401184 | 南風の丘デイサービスセンター | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 社会福祉法人大樹会SocialWork 日南 | 宮崎県日南市南郷町中村甲3528番地 2 | 平成27年 3月 3日 | 介護予防通所介護 |
| 4571800533 | ヘルパーセンター友愛 | 宮崎県西諸県郡高原町西麓1359-1 | 特定非営利活動法人かりんの会 | 鹿児島県霧島市霧島田口2614番地 1 | 平成27年 3月 6日 | 介護予防訪問介護 |
| 4570401218 | デイサービス フルール | 宮崎県日南市東弁分甲2546-3 | 合同会社フルール | 宮崎県日南市中平野一丁目 8 番地26 | 平成27年 3月17日 | 介護予防通所介護 |
| 4510710314 | 岡村クリニック | 宮崎県串間市西方 5627番地 1 | 岡村武志 | 宮崎県串間市西方 5627番地 1 | 平成27年 3月20日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 4570203556 | デイサービス すずの音 | 宮崎県都城市都原町24番地 8 | 株式会社笑和 | 宮崎県都城市都原町24番地 8 | 平成27年 3月23日 | 介護予防通所介護 |

宮崎県告示第 287号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年 4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------------|-------------------------|-------------|-------------------------|-------------|----------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4570500613 | 日章野菊の里ヘルパーセンター | 宮崎県小林市細野字鳥居ノ元2778番地 1 | 社会福祉法人日章福祉会 | 宮崎県宮崎市丸島町 2 番36号 | 平成27年 3月31日 | 訪問介護 |
| 4572001347 | 訪問介護事業所もたろう | 宮崎県児湯郡木城町石河内 444番地 2 | 株式会社かなえ | 宮崎県児湯郡木城町石河内 444番地 2 | 平成27年 3月31日 | 訪問介護 |
| 4572101014 | そよ風ステーション | 宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目 2 番地12 | 株式会社萬葉 | 宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目 2 番地12 | 平成27年 3月31日 | 訪問介護 |
| 4572101055 | そよ風デイサービス | 宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目 2 番地12 | 株式会社萬葉 | 宮崎県東臼杵郡門川町西栄町三丁目 2 番地12 | 平成27年 3月31日 | 通所介護 |
| 4570201022 | 特別養護老人ホーム長遊園 | 宮崎県都城市高野町2900番 | 社会福祉法人莞爾会 | 宮崎県都城市高野町2900番 | 平成27年 3月31日 | 短期入所生活介護 |

宮崎県告示第 288号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第77条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅サービス事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | 効力停止の内容 | 効力停止の期間 | サービスの種類 |
|------------|-------------------|-------------------|-------------|-----------------------|---|-------------------------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | | |
| 4570202947 | デイサービスセンター ハートハンズ | 宮崎県都城市平塚町3172番地 1 | 株式会社ハートハンズ | 宮崎県都城市久保原町13街区 3 の 2号 | 6 か月の新規利用受入停止及び 6 か月の居宅介護サービス費の請求上限 7 割 | 平成27年 5 月 1 日から平成27年 10月31日まで | 通所介護 |

宮崎県告示第 289号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定居宅介護支援事業者 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------------|----------------------|------------------|-------------------|--------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 4571700139 | 都城市社協 山田・高崎居宅介護支援事業所 | 宮崎県都城市高崎町大牟田 821番地 3 | 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 | 宮崎県都城市松元町 4 街区17号 | 平成27年 3 月31日 | 居宅介護支援 |
| 4571700147 | 都城市社協 山之口・高城居宅介護支援事業所 | 宮崎県都城市高城町穂満坊 303番地 2 | 社会福祉法人都城市社会福祉協議会 | 宮崎県都城市松元町 4 街区17号 | 平成27年 3 月31日 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 290号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第84条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保険事業所番号 | 指定居宅介護支援事業所 | | 指定居宅介護支援事業者 | | 効力停止の内容 | 効力停止の期間 | サービスの種類 |
|------------|---------------|----------------------|-------------|---------------------|---|-------------------------------|---------|
| | 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | | | |
| 4571900796 | 居宅介護支援事業所 ひなた | 宮崎県東諸県郡国富町宮王丸 3 66番地 | 株式会社さくらんぼ | 宮崎県児湯郡高鍋町上江2995番地 2 | 3 か月の新規利用受入停止及び 3 か月の居宅介護サービス計画費の請求上限 7 割 | 平成27年 5 月 1 日から平成27年 7 月31日まで | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 291号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第84条第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保 険事業 所番号 | 指定居宅介護支援 事業所 | | 指定居宅介護支援 事業者 | | 効力停止の 内容 | 効力停止の 期間 | サービ スの種 類 |
|-------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|--|--|-----------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | | |
| 4570202251 | 指定居宅介護支 援事業所きしゃ ぼっぼ | 宮崎県都城市菓 子野町 10298番 地1 | 株式会社ビ助っ 人 | 宮崎県都城市菓 子野町 10298番 地1 | 6か月の新規利 用受入停止及び 6か月の居宅介 護サービス計画 費の請求上限7 割 | 平成28年1月18 日又は事業再開 の日のいずれか 早い日から起算 して6か月間 | 居宅介護支援 |

宮崎県告示第 292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介 護 保 険 事 業 所 番 号 | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 | | 廃 止 年月日 | サービ スの種 類 |
|-------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------|------------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | |
| 4570500613 | 日章野菊の里ヘル パーセンター | 宮崎県小林市細野 字鳥居ノ元2778番 地1 | 社会福祉法人日章 福祉会 | 宮崎県宮崎市丸島 町2番36号 | 平成27年3月31日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4572001347 | 訪問介護事業所も もたろう | 宮崎県児湯郡木城 町石河内 444番地 2 | 株式会社かなえ | 宮崎県児湯郡木城 町石河内 444番地 2 | 平成27年3月31日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4572101014 | そよ風ステーショ ン | 宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12 | 株式会社萬葉 | 宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12 | 平成27年3月31日 | 介護予防訪問介 護 |
| 4572101055 | そよ風デイサービ ス | 宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12 | 株式会社萬葉 | 宮崎県東臼杵郡門 川町西栄町三丁目 2番地12 | 平成27年3月31日 | 介護予防通所介 護 |
| 4570201022 | 特別養護老人ホーム 長遊園 | 宮崎県都城市高野 町2900番 | 社会福祉法人莞爾 会 | 宮崎県都城市高野 町2900番 | 平成27年3月31日 | 介護予防短期入 所生活介護 |
| 4570202517 | 特別養護老人ホーム 長遊園 | 宮崎県都城市高野 町2900番 | 社会福祉法人莞爾 会 | 宮崎県都城市高野 町2900番 | 平成27年3月31日 | 介護予防短期入 所生活介護 |

宮崎県告示第 293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 介護保 険事業 所番号 | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 | | 効力停止の 内容 | 効力停止の 期間 | サービ スの種 類 |
|-------------------|------------------------------|----------------------|------------------------------|----------------------------|--|----------------------------------|-----------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | 名 称 | 主たる事務 所の所在地 | | | |
| 4570202947 | デイサービスセン ター ハート ハンズ | 宮崎県都城市平 塚町3172番地1 | 株式会社ハート ハンズ | 宮崎県都城市久 保原町13街区3 の2号 | 6か月の新規利 用受入停止及び 6か月の介護予 防サービス費の | 平成27年5月1 日から平成27年 10月31日まで | 介護予防通所 介護 |

請求上限 7 割

宮崎県告示第 294号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| | |
|------------|------------------------------------|
| 同意成立の届出年月日 | 平成27年2月18日 |
| 発起人の住所及び氏名 | 延岡市 有限会社 鶴島網 延岡市 有限会社 春日丸 |
| 加入区 の 名 称 | 島浦町加入区 |
| 区 域 | 島浦町漁業協同組合の地区 |
| 区 分 | 中型まき網漁業及び小型まき網漁業 |

宮崎県告示第 295号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第 12条第 5 項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|---------------------|---------|-------|---|-------------------------------|--------------------|
| | 区分 | 種類 | 位置（図対象番号） | 数 量 | 能 力 |
| 細島港 | 係留施設 | 岸壁 | 日向市竹島町 2 番 1 及び 4 番地先 (C-1-19) | 延長 260.0メ ートル | 水深 13.0メ ートル |
| | 荷さばき施設 | 荷さばき地 | 日向市竹島町 1 番60、2 番 1、4 番並びに 2 番 1 及び 4 番地先 (F-4-5) | 面積 14,533. 30平方メ ートル | 半たわみ性舗装 |
| | 保管施設 | 野積場 | 日向市竹島町 4 番 (H-2-22) | 面積 10,657. 28平方メ ートル | アスファルト舗装 |
| 日向市竹島町 1 番60 及び 4 番 | | | 面積 6,880.69 | アスファルト | |

| | | | | |
|--------|----------------------|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| | | (H-2-23) | 平方メートル | 舗装 |
| | | 日向市竹島町 1 番60 及び 4 番 (H-2-24) | 面積 14,750. 84平方メ ートル | コンクリート舗装 |
| | | 日向市竹島町 1 番60 (H-2-25) | 面積 14,127. 33平方メ ートル | アスファルト舗装 |
| 臨港交通施設 | 臨港道路 | 日向市竹島町 1 番60、2 番 1 及び 4 番 (D-1-24) | 延長 326.5メ ートル | 幅員 6.5メ ートル |
| 港湾管理施設 | その他の港湾の管理のための施設（照明灯） | 日向市竹島町 4 番地先 (N-5-17) | 1 基 | 高さ20メートル 940W ×10個 |
| | | 日向市竹島町 4 番 (N-5-18) | 1 基 | 高さ20メートル 940W ×20個 |
| | | 日向市竹島町 4 番地先 (N-5-19) | 1 基 | 高さ20メートル 940W ×10個 |

宮崎県告示第 296号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31条）別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成25年宮崎県告示第 190号は、廃止する。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

宮崎県告示第 297号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 797号による小林都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称
小林市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小林都市計画下水道事業 小林公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年10月24日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 298号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 株式会社建築構造センター本社 | 東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑ビル6階 |
| 株式会社建築構造センター東北事務所 | 宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階 |
| 株式会社建築構造センター福島事務所 | 福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室 |
| 株式会社建築構造センター埼玉事務所 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階 |
| 株式会社建築構造センター神奈川事務所 | 神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階 |
| 株式会社建築構造センター愛知事務所 | 愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階 |
| 株式会社建築構造センター山陰事務所 | 島根県松江市中原町6番地 |
| 株式会社建築構造センター岡山事務所 | 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階 |
| 株式会社建築構造センター広島事務所 | 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル 704-2号室 |

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| 株式会社建築構造センター愛媛事務所 | 愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング 601号室 |
| 株式会社建築構造センター佐賀事務所 | 佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 いちご佐賀ビル 704号室 |
| 株式会社建築構造センター長崎事務所 | 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル 8階 |
| 株式会社建築構造センター宮崎事務所 | 宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原 8階 |
| 株式会社建築構造センター鹿児島事務所 | 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル 2階B号室 |
| 株式会社建築構造センター沖縄事務所 | 沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館 4階 |

- 3 変更しようとする年月日
平成27年4月10日

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類
50ℓ券2枚
- 2 用途
漁船
- 3 記号及び番号
50ℓ券F 7400398、F 7400399
- 4 有効期間
平成27年2月1日から平成27年3月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
宮崎県漁業協同組合連合会 北浦事業所
- 6 紛失年月日
平成27年3月20日

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
平成27年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 地区名 | 市町村名 | 事業名 | 完了年月日 |
|------|------|----------|-------------|
| 下拂1号 | 日向市 | ため池等整備事業 | 平成25年12月25日 |

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2574号及び第2591号により公告した基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）が平成27年3月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知

があった。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2654号により公告した公共測量（基準点測量）が平成27年 3 月20日終了した旨、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から通知があった。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2635号により公告した公共測量（デジタル撮影：レベル1000（地上画素寸法16cm））が平成27年 3 月27日終了した旨、新富町長から通知があった。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年 4 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 交通安全教育車 1台
- (2) 購入物品の特質等 仕様書による
- (3) 納入期限 平成27年 9 月30日
- (4) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は車両本体価、消費税及び地方消費税額並びにリサイクル費用を含んだ価格を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱の規定に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (6) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77

号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 競争入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成27年 5 月26日（火）午後 5 時までに下記10の場所に提出（郵送にあっては書留郵便に限る。ただし、平成27年 5 月26日午後 5 時必着とする。）しなければならない。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 入札参加届（参加申請後、入札に参加しない事とした場合は理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。）

(2) 車両及び搭載機器のカタログ

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- (2) 期間 平成27年 4 月20日から平成27年 5 月29日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- (2) 期間 平成27年 4 月20日から平成27年 5 月29日まで
（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102号会議室
- (2) 日時 平成27年 5 月12日（火）午後 1 時30分

7 入札及び開札の場所、日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室
- (2) 日時 平成27年 6 月 1 日（月）午後 1 時30分

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通過

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A vehicle equipped some devices for traffic safety education "PHO-ENIX-GO"

(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 26 May, 2015.

(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki-Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan.
TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- 物品及び数量 トナーカートリッジ等の単価契約
- 納入期限 契約締結の日から平成28年3月31日まで
- 納入場所 指定場所
- 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- 本件の物品について、納入先の求めに応じ物品の取替等に速やかに対応できると認められる者であること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を平成27年5月26日午後5時までに下記12の場所に提出(郵送での提出可。ただし、平成27年5月26日午後5時必着とする。)しなければならない。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(1) 入札参加届(参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出しなければならない。)

(2) 納入物品一覧表(仕様書で示す参考商品以外の商品で入札に参加しようとする場合には、当該商品の仕様、規格及び品番の分かるカタログ等を宮崎県警察本部警務部情報管理課に提出し、平成27年5月26日午後5時までに事前承認を受けなければならない。)

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成27年4月20日から平成27年5月26日

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 資格要件の審査を申請する場所及び期間

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成27年4月20日から平成27年5月26日

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 期間 平成27年4月20日から平成27年5月26日

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札書を送付により提出する場合の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号
宮崎県警察本部警務部会計課用度係
電話番号0985(31)0110

(2) 提出期限

平成27年5月29日(金)午後5時(入札当日に持参する場合を除く。)

(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)

8 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所

〒880-8509 宮崎県宮崎市旭1丁目8番28号

| | |
|--|---|
| <p>宮崎県警察本部警務部 1 階 102会議室 電話番号0985 (31) 0110</p> <p>(2) 日時 平成27年 6 月 1 日（月）午後 2 時30分</p> <p>9 入札及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 入札保証金については、宮崎県財務規則第 100条の規定による。</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の 100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。 ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証金保険契約（契約金額の 100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合 イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> | <p>12 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110</p> <p>13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased:A Toner Cartridge and the other items.The term of a contract is to be held from the conclusion of a contract to the 31 March, 2016.</p> <p>(2) Time limit for tender 5:00 p.m. 26 May, 2015.</p> <p>(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110.</p> |
|--|---|

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 4 月20日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第20号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|----------------|------|------|---------|------------|----------------|------|------|---------|------------|
| 別表第 1（第 2 条関係） | | | | | 別表第 1（第 2 条関係） | | | | |
| 学校等 区 分 | 市郡名 | 町村名 | 学 校 等 名 | 級 別 区 分 | 学校等 区 分 | 市郡名 | 町村名 | 学 校 等 名 | 級 別 区 分 |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 中学校 | [略] | | | | 中学校 | [略] | | | |
| | 東臼杵郡 | 美郷町 | 北郷中学校 | 1 級地 | | 東臼杵郡 | 美郷町 | 北郷中学校 | 1 級地 |
| | 西臼杵郡 | 高千穂町 | 岩戸中学校 | | | 西臼杵郡 | 高千穂町 | 田原中学校 | |
| | 同 | 同 | 田原中学校 | | | 同 | 日之影町 | 日之影中学校 | |
| | 同 | 日之影町 | 日之影中学校 | | | 同 | 五ヶ瀬町 | 三ヶ所中学校 | |
| | 同 | 五ヶ瀬町 | 三ヶ所中学校 | | | 同 | 五ヶ瀬町 | 三ヶ所中学校 | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 別表第 2（第 3 条関係） | | | | | 別表第 2（第 3 条関係） | | | | |
| 学校等 区 分 | 市郡名 | 町村名 | 学 校 等 名 | | 学校等 区 分 | 市郡名 | 町村名 | 学 校 等 名 | |
| 小学校 | 延岡市 | | 北浦小学校 | | 小学校 | 延岡市 | | 北浦小学校 | |
| | 串間市 | | 大平小学校 | | | 串間市 | | 大平小学校 | |
| | えびの市 | | 大河平小学校 | | | | | | |
| | 東臼杵郡 | 門川町 | 西門川小学校 | | | 東臼杵郡 | 門川町 | 西門川小学校 | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成27年 4 月 20 日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

| 種 別 | 級 | 実 施 日 時 |
|------|-----|--|
| 雑踏警備 | 2 級 | 平成27年 7 月 22 日（水）午前 9 時 30 分から午後 5 時ころまで |

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成27年 6 月 8 日（月）から 6 月 19 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|